

メール件名：

・「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン（R8. 4. 7）」

ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン

第266号 令和8年4月7日

特定原材料にカシューナッツが、特定原材料に準ずるものにピスタチオが追加されました

アレルギーの症例数の増加等を踏まえ、令和8年4月1日、食品表示基準等の改正により、特定原材料にカシューナッツ、特定原材料に準ずるものにピスタチオが追加されました。この改正により、カシューナッツは表示が義務となり、ピスタチオは表示が推奨になりました。また、このことにより、特定原材料は9品目（えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生）、特定原材料に準ずるものは20品目（アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）になりました。

原材料にカシューナッツを含む食品の表示ラベルの切り替えには経過措置期間（令和10年3月31日まで）があるため、令和10年3月31日までに製造、加工又は輸入される加工品は、表示がなくてもカシューナッツを使用している場合があることに注意してください。

詳細は消費者庁のホームページをご覧ください。

◇食品表示法等（法令及び一元化情報）【消費者庁】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/#laws

○添付ファイル（PDF）を開くには AcrobatReader が必要です
お持ちでない場合は、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

○メールマガジンのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1364.html>

○配信中止・配信先変更

<mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp> までお知らせください。

[ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン]

編集・発行：岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

電話：058-272-8284 FAX：058-278-2627

E-mail : c11222@pref.gifu.lg.jp
